

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開について

2012年10月1日施行の労働者派遣法改正法により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

対象期間：2023年10月1日～2024年9月30日

1. 派遣労働者数	15人
2. 派遣先事業所数（実数）	7社
3. 派遣料金の平均額	28,856円（1日8時間平均）
4. 派遣労働者の賃金の平均額	20,243円（1日8時間平均）
5. マージン率	29.8%
6. 教育訓練に関する事項	入職時研修：ビジネスマナー研修、プログラミング教育、 基本情報技術者教育 職能別訓練：システム開発教育 階層別訓練：リーダー研修、マネジメント研修
7. 福利厚生に関する事項	各種社会保険：健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険・介護保険 定期健康診断：年1回、定期健康診断実施。婦人科検診の助成制度 休暇・休業制度：年次有給休暇、産前産後休暇、育児・介護休業等 慶弔見舞金制度：結婚祝金、弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金等
8. 労働者派遣法第30条の4第1項 の労使協定を締結しているか 否かの別	労使協定締結の有無：有 協定労働者の範囲：全ての派遣労働者 協定書の有効期間終期：2026年3月31日

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

マージン率＝
$$\frac{(\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{労働者派遣に関する料金の平均額}}$$

マージンには、法定福利費(健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険・介護保険などの)
会社負担分)、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、採用募集、労務管理費、
光熱費、通信費、設備費など)が含まれています。

事業所名所	株式会社システムネットワーク
事業所所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目14番20号 本町キクタビル3F
連絡先	022-265-1526
派遣許可番号	派04-300369